

「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）（素案）」に関する意見
及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和7年10月8日（水曜日）から令和7年11月6日（木曜日）

2 意見結果の概要

（1）意見提出者数 12人

（2）意見内容の概要

区分	延べ件数
① 計画全般について	13件
② 5か年で取り組む13事業について	39件
③ その他	5件
合 計	57件

（3）県の考え方の概要

区分	延べ件数
A 御意見は計画案に反映しました（一部反映を含む）	12件
B 御意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています	8件
C 御意見は今後の取組の参考とします	28件
D 御意見は計画案に反映できません	4件
E その他（質問等）	5件
合 計	57件

第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（素案）への意見及び県の考え方

意見区分：①計画全般 ②13事業 ③その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	②	「1 土壤保全対策の推進」の「③登山道及びその周辺等の土壤保全対策」について、具体的な数値目標を設定すべきではないでしょうか。	D	水源環境保全・再生施策における登山道の整備は、登山道及びその周辺等の土壤保全対策として実施しており、登山道の整備を目的とはしていません。 また、登山道は、現地の地形や自然条件、人によるオーバーユースにより、木道等の施設の老朽化の度合いが場所によって様々であることや、近年、自然災害の頻発化・激甚化の傾向が強まっており、集中豪雨による土壤流出は、被災状況に応じて対応していくことが十分に想定されますので、数値目標の設定は適切ではないと考えております。
2	①	「施策推進に当たっての基本的な考え方」では、「生物多様性国家戦略2024-2030」を取り上げていますが、神奈川県も2024年に「かながわ生物多様性計画2024-2030」を策定し、ネイチャーポジティブに向けて生物多様性保全の取組を進めるとしているので、こうした県の取組についても触れるべきではないでしょうか（基本計画素案も同様）。	A	「かながわ水源環境保全・再生基本計画」に「<参考>他の計画との関連」を追加し、その中で「かながわ生物多様性計画」の内容について記載します。
3	②	「高標高域の人工林」の課題として「混交林化や自然林化を図りながら土壤保全対策を推進する必要がある」と書いているため、9ページの事業内容の「高標高域人工林の土壤保全対策」についても、「受光伐による混交林への誘導や自然林化を図るとともに」とすべきではないでしょうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「受光伐により混交林に誘導するとともに」を「受光伐による混交林への誘導や自然林化を図るとともに」に修正します。
4	②	「県民連携・協働事業」の文中の「自然環境保全センターを」を「自然環境保全センターの」に修正した方がよいのではないでしょうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「自然環境保全センターを環境学習の拠点としての機能を高めるとともに」を「自然環境保全センターを環境学習の拠点として機能を高めるとともに」に修正します。
5	②	①「6 多様な林齢構成となる人工林整備」の木材搬出への支援の中に「植替えにより生じる伐採木の搬出を支援する」とありますが、主伐木の搬出にかかる経費を補助するということでしょうか。 ②また、その事業費は、37ページの森林関係事業の「多様な林齢構成となる人工林整備」の水源環境保全税充当額23.35億円に含まれていると理解してよいでしょうか。 ③ここには植替えに関する事業（地拵えや植栽など）に対する支援は含まれないという理解でよいでしょうか。	E	いただいた御意見に対し、次のとおり回答します。 ①御認識の通りです。 ②「6 多様な林齢構成となる人工林整備」に係る事業全体で、水源環境保全税23.35億円を含めた、総額58.04億円を活用していく計画となっています。 ③植替えに関する事業のうち、地拵えや植栽などについては、P.19「②水源環境に配慮した植替えの実施」により支援してまいります。
6	③	温暖化による海面上昇により、神奈川県内の各市町等では浸水の恐れがある。防災の要である横須賀の海自の停泊地は使用できなくなることから海面が上がるたびに土盛りし、災害事に常に使用できるようにするか、水位が上がる前に真鶴半島から二宮町にかけて、足柄平野を浸水しないよう土盛りし大規模に埋立てて、防災の地として機能させるため海自の横須賀基地の代替を足柄平野に作ってはいかがだろう。また、東京に有る国の機関も海面が60mあがれば海底に沈む事から、東京から足柄平野に遷都を提案したらどうだろう。	D	当計画の目的や対象事業等の範疇を超えた御意見のため、計画案への反映は困難と考えます。
7	③	県税として水源環境保全税を納税していることを県民全体はどの程度知りわたっているか、担当部署は認識しているのでしょうか。県の広報やホームページなどの周知広報だけで、水源環境保全税すら知らない県民がいるのではないかでしょうか。	E	水源環境保全税の認知度については、様々なイベントにおけるアンケート等を通じて把握に努めています。 また、水源環境保全税の周知については、県のたよりや県ホームページ、X（旧Twitter）のほか、個人住民税の納税通知書等への記載、県有施設でのPR展示や市町村・団体等のイベントへのブース出展等で行っています。 今後も、県民の皆様への認知度向上に向けて、より一層周知に努めてまいります。
8	①	丹沢地域周辺の市町村で人工林の植林地では森林管理・整備事業が活発に実施され、登山道も伐採作業で木材搬出用のブルトーザー道により寸断されています。しかもその搬出用の道は整備（伐採）が終われば、そのまま関係者以外（森林所有者）立入禁止のロープが張られているだけで、斜面を削り取られた赤茶けた状態がジグザクに通路のごとく残ります。このような林業事業にも水源環境保全税が使われているのでしょうか。 県内の森林は県有林と民有地や国有林などあるかと思いますが、水源の環境整備や保全・再生は必要です。森林整備事業による山肌の荒らしい土肌を放置すると、結果的には近年の異常気象により斜面崩壊や水源地の沢の汚れなどに影響が大きいものと推察します。 このような状況に対し、県が主導的に市町村や森林所有者に対し、指導や対策対応を進めていくことが真に県民の納める税金が目的に合った使い方をされるのではないでしょうか。 そのようなことを今後5か年計画で進めていきながら、納税している県民にはこれまで以上に広報に力をいれて、水源環境保全税の果たす役割をアピールすべきかと思います。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県では、森林整備や木材の搬出のために設置する作業路に対して、水源施策においても支援を行っています。 作業路の設置にあたっては、事業者等に対して、土壤の流出など森林の公益的機能を損なうことがないよう、県の定める指針に沿って設置するよう求めており、今後も引き続き指導していきます。 また、次期実行5か年計画においては、県民全体で水源環境を支えていく機運を醸成するため、広報をはじめ、都市部住民に対する普及啓発にも取り組んでまいります。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
9	①	これまでの取組で手入れ不足の荒廃森林の解消は進みましたが、健全な森林は一度で完成するものではなく、継続的な維持管理が必要です。水の涵養機能を最大限に發揮し続けるためには、長期的な視点に基づいた間伐・除伐といった「手入れ」の事業を、引き続き重点事業として着実に実施していただくことを求めます。	B	次期実行5か年計画においても、引き続き手入れを要する水源林について間伐などの森林整備を進めるほか、県との契約が満了し、所有者へ返還した森林についても、公益的機能が維持・発揮できるよう、必要に応じて土壤保全対策等の実施を支援してまいります。
10	①	近年の豪雨や台風の頻発化は、森林の保水能力と土砂災害への脆弱性に直結します。通常の森林整備に加え、「災害に強い森づくり」という視点を強化し、土砂流出を防ぐ効果が高いとされる渓畔林（けいはんりん）の整備や、災害時にも機能する林道・作業道の強化に、より戦略的に取り組んでいただくことを期待します。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、渓畔林の整備については、現行施策の第2期計画までに確立した渓畔林整備技術を取り入れた森林整備を行っており、今後も継続してまいります。 林道・作業道については、適切な維持管理等により土砂流出の軽減が図られるよう努めてまいります。
11	②	自身、この重要な計画を知らなかったという経験を踏まえ、山間部だけでなく、都市部に住む県民も含めたより広範な理解を促す必要性を痛感しています。 具体的な手段として、県立・市立の学校に対し、水源保全の取組や、水源環境保全税がどのように活用されているかを広報する資料の配布は、有効ではないでしょうか。資料制作や配布には予算的な制約があるかもしれません、未来を担う世代が水資源の問題を自分事として捉え、意識の底上げを図るきっかけになると考えます。	B	現行施策においても、県内の小学校に対しリーフレットの配布等を行っています。なお、次期実行5か年計画では、都市部住民の皆様に水源地域を訪れていただき、水源施策や水源環境の保全・再生に取り組む重要性について、理解を深めていただく「都市部住民との交流」事業などにも取り組み、普及啓発を一層進めてまいります。
12	①	計画の基本的事項の項目について、節の順番は、計画の「理念」が計画の「目的」よりも先に書かれるのが一般的ではないでしょうか。	D	「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」という水源施策の目的を明確にし、その目的に対して県民全体で支えていくことを理念として記述しています。
13	①	「4 施策推進に当たっての基本的な考え方」について、第2ステージのNbSの取組としての事業内容が不十分ではないでしょうか。 5か年計画第2章以降の記載内容は、これまでの大綱20年の作業の延長にとどまったままという印象が強い。大綱20年の事業を継続させる内容が残るのは当然として、第2ステージならではの新たな項目が読み取れるよう工夫すべきではないでしょうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、NbSに係る記述を充実します。
14	①	リスク・マネジメントの視点が欠けているのではないか。 2027年度～2047年という20年間は、これまでの20年よりも著しく社会が変化していくとの認識にたつ必要がある。国交省の公表する2050年の人口予測マップによれば、全国的に人口減少は著しいものとなる。また、温暖化による気象灾害や、地殻変動に伴う大規模な災害の発生確率も高まる予想されている。さらには、功罪含めて科学技術の進化も著しく、それらによる社会経済への複合的な影響は予測を上回るととらえるべきである。 森林が提供する生態系サービスとしての水を、県民が将来にわたって持続可能に利用していくよう担保するという大綱以来の神奈川県の計画事業は、先進的な取組であると評価されてきたわけですが、次の20年は、予想されるリスクをふまえて、防災・減災や生物多様性の保全などに対応する施策を前面に出した記載にしていく必要がある。 例えば、林野庁が公表した『森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（令和7年改訂）』は、これから森林の扱いに関する国としての指針であるが、Nature PositiveやNbS、Eco-DRRなど、国際的な環境保全の思考を取り込んだ構成となっている。したがって、神奈川県の新20年計画事業においては、その内容を先行モデルとして取り込んで、現場に落としこんでいくべきではないか。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、防災・減災や生物多様性の保全などの新たな課題については、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」の施策体系図の中に追記します。
15	①	第I期5か年のうち、最初の3年を十分な情報収集と専門家や関係機関との協議の期間とし、後ろの2年を計画の見直し期間に位置付けて、第II期以降の計画を、将来に予想される大きな課題に対応させるべく、ていねいに仕上げていく必要があります。順応的管理、P D C Aの思考からすれば、このことも第I期計画の第1章にきちんと書き込んでスタートするべきではないでしょうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「第1章 3 計画期間」に、「2027（令和9）年度以降に取り組む新規事業については、モニタリング手法を含めた評価方法の検討などに取り組む」旨を追記します。
16	①	2章に記載された内容は第2ステージとしての表現が欠けています。大綱20年の事業内容を継続する項目があることは当然として、林野庁指針に書かれた内容のような、未来志向の記述がほしいです。	B	「かながわ水源環境保全・再生基本計画」において、20年後の将来像や施策推進に当たっての基本的な考え方などを記載しており、実行5か年計画は、それを踏まえた事業内容としています。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
17	①	7ページの構成図について、黄色いボックスには、獣害対策など地域の要望も含めた少し具体的な内容を記載して、大柱の左側に上から一番下まで伸ばして位置づけ、全体を網羅する「目標の柱」として読み取れるような表現を工夫してはどうでしょうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「環境や社会の変化への対応」の部分を13事業すべてにかかるように修正します。
18	③	「かながわ水源環境保全・再生基本計画素案」への意見募集結果が公表される前に、基本計画の下位計画にあたる実行5か年計画素案が公表され、意見募集が行われたことに、正直を言って大変驚きを禁じ得ません。時間的制約があつたのか知らないが、県民から見て如何に県当局が県民意見募集や計画策定を形式で捉えているのかが如実に表れていると感じます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	①	第1章の「1 計画の目的」と「2 理念」は、項目立ての順番が逆ではないでしょうか。	D	「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」という水源施策の目的を明確にし、その目的に対して県民全体で支えていくことを理念として記述しています。
20	①	「第1章 5年間の取組の進め方」というタイトルと、「計画の基本事項」の関係性がよくわかりません。また、「1 ○○」と「1. ○○」のどちらかに統一するなど全体を通して平仄もよく見直して整理したほうがよいと思います。	A	御意見の趣旨を踏まえ、第1章のタイトルを「計画の基本事項」とし、各事業の表記を「(事業番号) (事業名)」に統一します。
21	②	4ページに記載の「施策推進に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、「1 土壤保全対策の推進」の「ねらい」には、NbSや生物多様性の保全に資することなどをもっとはっきり書いてわかりやすくアピールしたほうがよいと思います。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、NbSの概念については、計画の基本事項として、施策推進に当たっての基本的な考え方記述しています。
22	②	「③登山道及びその周辺の土壤保全対策」は、東丹沢から丹沢中央部にかけては効果がよく発揮されていると見受けれるが、西の外れの県境域ではほとんど対策が行われず、植生退行や土壤流出が著しい。県境域でもこの事業で積極的に土壤保全対策を進めていただきたい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県西部の県境域は、多くが地形が急峻な国有林となっています。県では、これまで実施してきた土壤保全対策の効果を共有し、国有林でも対策が推進されるよう働きかけていきます。
23	②	丹沢山中に放置されている破損した防鹿柵や樹幹保護ネットは、各事業主体が責任を持って撤去すべきだが、こうした破損柵の分布を調べて地図化したものを作成したり、林内に散乱している樹幹保護ネットを片付けて再利用することなども、「③県民連携・協働事業」として取り組んでみてはどうでしょうか。	C	設置者に対する撤去の働きかけは県として行ってまいりますが、いただいた御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
24	②	「③県民連携・協働事業」に「自然環境保全センターを環境学習の拠点としての機能を高める」とあります。水源環境保全・再生の取組を多くの県民に深く理解してもらうためには、現地での学習・普及啓発が欠かせないと思います。こうした現地学習の拠点となるような最低限の施設を、学習活動のコアとなる現地エリアに設置することを是非検討いただきたい。	C	やどりき水源林やビジターセンターの活用など、いただいた御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
25	②	「3 手入れを要する水源林整備（県）」の「ねらい」は、4ページの「施策推進に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、水源林の整備が生物多様性保全につながることをはっきり記述したほうがよいと思います。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、生物多様性の保全につながることについては、計画の基本事項として、施策推進に当たっての基本的な考え方記述しています。
26	②	「③県が管理する森林（優良林、承継分取林、県有林、県行造林）の整備」についても、「森林の水源かん養機能等の公益的機能を発揮させるため」を「森林の水源かん養機能や生物多様性保全等の公益的機能を発揮させるため」などと加筆してほしい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、生物多様性の保全につながることについては、計画の基本事項として、施策推進に当たっての基本的な考え方記述しています。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
27	②	「③県が管理する森林（優良林、承継分収林、県有林、県行造林）の整備」の「森林のクレジット化などの取組を試行」は、森林整備や植替え等が万が一にも生物多様性や生態系のバランスを損なうことがないよう、科学的な検証と、検証に基づく見直しの仕組みを取り組みに位置付けて、慎重かつ段階的に進めてほしい。	E	森林のクレジット化については、水源施策の考え方方に沿って整備を行った森林のCO ₂ 吸収量をクレジット化するものであり、クレジット化を目的とした植替え等の森林整備を行うものではありません。また、その他の新たな価値の創造に向けた取組についても、水源施策の考え方方に沿った森林の整備・管理を行った上で取り組むことを前提に考えております。
28	②	「5 整備後に返還した水源林等の機能維持」の「ねらい」に「目標林型への誘導」とあるが、県民には、どのような森林の姿に向かっているのかイメージが全く湧きません。少なくとも「混交林などの目標林型への誘導」というように、目標としている森林の具体的な姿を、できればその姿が県民の脳裏に浮かぶよう工夫して本文に書き加えてもらいたい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、本文に目標林型の例示として「針広混交林などの」を追記します。
29	②	「5 整備後に返還した水源林等の機能維持」のページ空白に、混交林に誘導していく森林や植替えを順次行っていく森林の配置がどうなるのかを、県民に見えるよう地図の形で示してもらいたい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	②	水源地域の土壤流出問題は、縦割り行政の中で、シカの過密化や植生衰退などの環境変化が広く認知されずに進行してしまったところに大きな要因があります。この反省を踏まえ、「①環境林の状態把握」には、他分野との連携やシカ影響への留意などについて加筆してもらいたい。 修正案：…とともに、得られたデータ及び他分野のデータとの重ね合わせた解析により植生衰退や土壤流出など森林管理上のリスクを評価し、情報の基盤整備を進めていくことで森林DXを推進し、シカによる影響や気象災害による森林土壤の流出の未然防止策等につなげる。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、データの解析にあたっては、他分野データも活用するなど、多角的な視点をもって取り組んでまいります。
31	②	環境林の機能維持を図るためにシカの採食等による植生衰退の兆候を巡視によって早期に察知し、症状が土壤流出まで進んでしまう前に、シカ柵設置や捕獲等のシカ対策を講ずることが必要不可欠です。その観点を踏まえ、「②環境林における巡視・土壤保全対策の実施」の項に以下のように加筆いただきたい。 修正案：…するほか、巡視結果から必要と判断された丸太筋工等の土壤保全対策や追加間伐、シカ対策等の実施を支援する。」、「…難しい場所において、丸太筋工等の土壤保全対策やシカ対策を必要に応じて県が実施する。	A	御意見の趣旨を踏まえ、本文に土壤保全対策の例示として「植生保護柵」を追記します。
32	②	「6 多様な林齢構成となる人工林整備」は、まず、民間の森林を公費で伐って運び出し、木材として売って得たお金はどうなるのかはっきり記載すべきです。 ①県のお金として歳入されるのか？それとも森林所有者に渡るのか？ ②伐った跡に植えた木も公費で保育し続けるのか？それとも植えた苗木の保育は所有者が行うのか？これにどんな支援をするのか？ ③これらはどのような仕組みで行われるのか？森林所有者が受けれるメリットと納税者の負担との関係はどう整理されるのか？ こうしたことがわかるように書かれた案でなければ、賛成も反対もできないです。	E	いただいた御意見に対し、次のとおり回答します。 ①伐採した木材の販売代金は、森林組合等の受託者が行う伐採搬出などの必要経費を除き所有者のものとなります。 ②伐った後に植えた木については、所有者のものですが、その管理については、森林施業を受託している森林組合等が行います。近年は材価が低迷しており、木材の販売による収入のみでは、植栽後の保育を行うことは難しいため、保育に対する支援は必要なものと考えています。 ③森林所有者から森林施業を受託した森林組合等へ補助を行う仕組みです。全体的な収支を考えると、森林所有者のメリット（利益）はほぼありません。一方、林道から近い人工林については、そのほとんどが高林齢化しており、超長期にわたり良好な水源環境を安定的に維持していくためには、段階的に世代交代を図っていくことが必要です。そのため、森林を社会的共通資本ととらえ、公益的機能に配慮しつつ、計画的に植替えを行うことで、長期的視点で公益的機能の持続的な発揮を目指しています。植替えにより公益的機能が維持されることが県民全体のメリットとなり、そのメリットに対し、森林所有者も含め税をご負担いただくこととなります。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
33	②	「6 多様な林齢構成となる人工林整備」は、県民の超過負担を伴う公共的な政策である以上、単なる林業という産業への支援ではなく、森林の持つ水源かん養機能や生物多様性の保全、防災等に最大限配慮し、生産効率一辺倒にならないように慎重に進めることが強く求められる。公表された素案は、その観点からの書き振りが非常に弱いと感じます。 例えば「ねらい」において、人工林の植替えがどのように水源環境保全・再生に資するのかを丁寧に説明し、その上で「公益的機能を損なわないように」を「水源かん養や生物多様性保全等の公益的機能を損なわないように」のように加筆するなど、水源環境保全施策としての取り組みの特性を明確に表現してもらいたい。	B	御意見の趣旨については、第1章の計画の基本事項及び第2章の事業内容に記述しています。
34	②	「6 多様な林齢構成となる人工林整備」で行う伐採・搬出や作業道作設、一斉植栽等による林地や生態系への影響について継続的に検証し、結果を県民に公表してもらいたい。	B	水源環境保全・再生施策は、自然環境を対象とした長期にわたる継続的な取組であるため、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されると考えています。 このため伐採、搬出、植替えなどの一連の作業についても「順応的管理」の考え方に基づき、事業の実施と並行して、モニタリング調査を実施し、事業の実施効果を評価した上で、必要な見直しを行っていくこととしています。 なお、モニタリング結果等については、事業の実施状況とともに公表してまいります。
35	②	「②水源環境に配慮した植替えの実施」で「生物多様性の保全等の公益的機能を損なわないように配慮しながら植替え」とありますが、どのように配慮するのでしょうか。具体的な事業手法を例示するなど、実際に行われる事業を県民がイメージできるようにしていただきたい。	C	具体的な配慮の方法については現在検討しております。 御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
36	②	「②水源環境に配慮した植替えの実施」で行う県有林での取組は、生物多様性の保全や防災の観点から民間事業体への良き手本となるような先導的なモデル事業とすべきであると考えます。	B	植替えについては「水源かん養に加えて、生物多様性の保全等の公益的機能を損なわないよう配慮しながら植替えを行い、」と記載しており、これに加えて県有林では「省力化等にも配慮した植替えを実施する」としていることから、いただいた御意見の趣旨は既に反映されていると考えます。
37	②	伐採木を搬出するための作業道が水の通り道となり、土砂流出や林地荒廃を引き起こすことがあります。「③木材搬出への支援」は、この事業が水源環境保全施策であるからには、「安全性や効率性」の前に、まず、林地の保全といった環境面の配慮を重視するものとし、その旨を明記すべきであると考えます。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「伐採木の搬出」を「伐採木の林地保全に配慮した搬出」に修正します。
38	③	水源の森林づくり事業により人工林の整備が進んだことで水源かん養等の公益的機能が向上したと記載しているが、所詮は单一針葉樹種の人工林に過ぎません。自然林（広葉樹林）による水源かん養等の公益的機能のレベルには遠く及ばないことは明白であるため、水源の森林づくり事業による人工林整備に重点を置くよりも自然林の再生や広葉樹への転換を推進する事業を展開すべきです。 また、水源の森林づくり事業による成果は、私有林の所有者に還元されるものであることは理解できるが、個人県民税の超過課税による成果は、広く県民に還元されるべきであり、私有林の所有者に還元されるものであってはならない。特に、手入れ不足というより長期にわたり放棄された私有林の再建のために個人県民税の超過課税が投入されるのは許しがたい。したがって、水源の森林づくり事業と個人県民税の超過課税による水源環境保全・再生の事業とは明確に切り離すべきであると考えます。 以上のことから、今回の第I期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では「人工林内に広葉樹を導入する混交林への転換」のために、個人県民税の超過課税を投入することを要望します。具体的には、改めて（あるいは現行の契約期間終了後に）混交林への転換の契約を私有林の所有者と結ぶ制度を検討することになります。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、これまで、水源の森林づくり事業では手入れ不足の森林を対象に、所有者と20年間の水源林整備協定を締結して、繰り返し間伐を行いながら、目標林型として針広混交林を目指す取組も行っており、次期実行5か年計画においても、契約の残る森林については、引き続き必要な森林整備を行っていきます。 また、所有者との契約が満了した返還林についても、土壤保全対策や追加間伐等の実施を支援してまいります。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
39	②	水源林の確保について、これまでの計画上の目標未達が見込まれているがその原因として所有者の音信不通、小面積の複数所有者、小面積かつ急峻など条件の悪い場所では確保が難しいなどの理由を聞きました。そのような場所は経済性が低く、所有者も関心がないと思われ、今後も整備される可能性は低いと思います。そのような場所こそ行政の手が必要ではないでしょうか。確保事業は次期計画に含まれていませんが、取り残されたそのような場所への対応も何かしらの検討が必要ではないでしょうか。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、「5 整備後に返還した水源林等の機能維持」において、環境林への巡視・土壌保全対策の実施に当たっては、県が確保した水源林の返還林だけでなく、県が確保できなかった場所についても対象とする方向で検討を進めています。
40	②	かながわ森林塾の実施について、半年以上の研修が行われていますが就職に至らなかつたり、退職してしまうケースもあります。定着率をあげる努力も必要だと思いますが、研修期間を短くして複数回研修を開き、受入数を増やすことで就業者数を増やす方が効率的ではないでしょうか。仮に定着しなかつたとしても森林や林業に知識・関心を持つ人を増やすことにつながると思います。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、森林塾の研修を受けられない方には、国による短期のトライアル研修の紹介や、事業体の求人への応募を勧めています。
41	②	市町村有林の整備に関し、市町村によっては専門の職員がおらず定期的な配置換えにより専門性も育ちにくくと聞きました。専門の職員を雇えるように補助したり、事業体に外注できるようにしてもよいのではないでしょうか。 また、かながわ森林塾は主に林業作業員として就業するための研修ですが、森林組合の職員や市町村の職員を教育したり採用するための研修もあってもよいのではないでしょうか。	B	市町村有林の整備に対する支援については、現行施策の中でも非常勤職員の雇用や事業体への委託などを行っています。 また、研修については、林業事業体向けには、かながわ森林塾が県森連への委託により、流域森林管理士等の研修を行っているほか、市町村の職員向けには、かながわ市町村林政サポートセンターが研修を行っています。
42	②	植替えの実施について、針葉樹だけではなく広葉樹への樹種転換植え替えのモデルを県が率先して示してほしい。	C	植替えについては、現在のところ針葉樹を対象としていますが、御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	②	水源環境保全・再生かながわ県民会議の事業モニター制度について、専門知識をもたない公募委員が事業をモニターし評価するのはとても難しいと思います。一般県民の意見を取り入れているということが大切なかもしれません、評価結果がどの程度施策に反映されているのかよくわかりません。有識者がモニタリングし、その結果を一般の人にもわかりやすく提示し、それに対して一般の県民の意見を集めればよいのではないかでしょうか。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	②	情報発信について、一般県民が県民目線で情報発信していることが大切なのかもしれないが、水源施策の認知度向上にあまり貢献できているとは思えません。SNSやYouTube、ホームページなどでの情報発信に予算を使った方が効果があるのではないか。 県民会議の公募委員が情報発信を行ったり、情報発信について検討するより、県がどのように情報発信していくか・しているかについて意見を求めたほうがよいのではないかでしょうか。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、次期実行5か年計画では、都市部住民との交流事業の実施などを通じ、水源施策の理解促進等を図る予定です。
45	②	将来的に水源環境保全税による補助金がなくなった場合、森林所有者が自立した森林経営を行っていくのはかなり難しいと思います。現在森林経営の主体は所有者ではなく林業事業体であることが多く、搬出で多くの利益を所有者へ還元するのは難しい。入札仕事による収入で運営している事業体も多いと思う。整備が進み、搬出補助がなくなり、入札仕事も減っていくと運営が立ちいかなくなる事業体も出てくると思うので、丸太の販売以外の新しい森林・木材の利活用法を検討し、別の売り上げの柱となるような事業の検討も必要だと思います。 補助がなくなても持続的に事業体が運営されていき、森林整備がすすむことが望ましいとするのであれば、新規事業への補助など事業体の運営方針にも県がある程度関与していく必要があるのではないかでしょうか。	C	神奈川の事業体については、集約化を進め自立に向かっていく事業体と、集約化を進める事業体を下請けで支える事業体に二極化していくと考えています。 御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただき、林業事業体からの要望等を参考に県としてどのような取組ができるのか検討してまいります。
46	②	長年の植生保護柵設置による植生回復は、場所により大きな成果を上げているため、ぜひ継続していただきたい。さらに面的に林床植生を多様で豊かに回復させるためには、有効な場所への植生保護柵の設置や、見回りや補修等の維持管理費用に係る予算も確保した上で、継続的な取組としていただきたい。	B	植生保護柵を設置し破損等がなければ、ニホンジカの生息密度が高い地域であっても植生回復には大変有効であることが判明しています。 このため県では、シカの管理捕獲と併せて、設置した柵の点検や補修に継続して取り組んでまいります。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
47	②	<p>丹沢山地の県立公園（七沢森林公園、津久井湖城山公園、山北つぶらの公園など）においても、シカの食圧による林床植生の回復や、土壤流出防止対策は大きな課題となっています。ぜひ、これまで培われた土壤保全の技術や知識を県立公園や市町村立公園等にも生かし、反映していただきたいと考えます。</p> <p>都市公園では、ヤマビル対策として落ち葉層の除去を行うことで雨滴の浸食を受け土壤流出が起こっています、また、急傾斜地における園路の構造が土壤保全、土壤浸食を考慮されていない箇所が多く存在し、土壤浸食、植生劣化を招いているところが見受けられます。</p> <p>ぜひ、山地に位置する県立公園や市町村立公園へのシカの密度低下、植生回復、土壤流出防止のための技術指導、普及啓発、ご協力を願いいたします。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただき、関係部署へも情報提供させていただきます。</p>
48	②	<p>丹沢山地には多くの登山者、観光客が訪れるため、自然環境保全センターのみならず、登山口に位置する県立ビターセンターにおいても、水源環境保全の普及啓発活動を行う位置づけを明確にし、予算などの配分ができるとよいと思います。また、箱根においても、環境省箱根ビターセンターでの普及啓発を実施できるとよいと考えます。</p>	C	<p>大切な水源環境を将来にわたって次世代に引き継いでいくためには、県民全体で取組の必要性や大切さへの理解が進むことが重要であり、特に水源地域から離れている都市部住民への理解促進が不可欠です。</p> <p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただき、水源環境の保全・再生に取り組む重要性について理解が深まるよう、今後、普及・啓発の取組において、検討していきます。</p>
49	②	<p>宮ヶ瀬など東丹沢周辺の県有林では、過去、急傾斜ゆえにシカの侵入が抑えられ、スズダケをはじめ広葉樹の実生も多くみられる林床植生豊かな場所が存在していましたが、水源林整備事業における作業径路の設置により、径路が水路となり土壤流出の発生や、径路を通ってシカが侵入するようになった結果、みるみる林床植生の衰退が顕著になった箇所が見受けられました。</p> <p>こうした事業により状況が悪化した場所については、これまでのやり方を見直し、植生回復を図り復旧していただきたいと考えます。近年の豪雨なども考慮し、今後急傾斜地への径路の整備は慎重に行っていただきたいと思います。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県では、森林整備や木材の搬出のために設置する作業路について、水源施策においても支援を行っていますが、設置に当たっては、事業者等に対して、土壤の流出など森林の公益的機能を損なうことがないよう、県の定める指針に沿って設置するよう求めており、今後も指導していきます。</p>
50	②	<p>シカの捕獲について、今後も積極的に進めたいところですが、冬季ツキノワグマの越冬場所となっていた特別保護地区においてのシカの捕獲行為は、手法によってクマの冬眠を攪乱し、越冬からさめてクマが徘徊することにつながったり、冬季に継続して捕獲が実施される地域をクマが避けるようになれば、山麓で冬眠する個体が出現することが懸念されます。シカの管理捕獲の実施場所、手法、時期はツキノワグマの生態にも考慮していただけるようお願いいたします。</p> <p>シカの捕獲には、くくり罠や箱罠も多く活用されていますが、近年、ツキノワグマの誤認捕獲が多く発生し問題となっています。誤認捕獲は、かかったクマが手足を引きちぎって逃走することもあり、見回る方の人身事故発生、損傷した個体によるさらなる人為作物への被害の発生、放獣に関する課題など、問題が多くあります。誤認捕獲防止用の罠の活用や季節によりクマがかかりやすい場所への設置を控えるなど、クマがかかりにくい罠構造、場所や時期の選定など誤認捕獲の発生防止のための策を徹底していただきたい。</p>	C	<p>丹沢大山国定公園の特別保護地区は、指定区域のほぼ全てが高標高域となっています。現在、高標高域で行っている自然植生回復のためのシカの管理捕獲は、主に忍び猟や遠距離射撃など捕獲従事者が単独で行う手法を採用しており、ツキノワグマの冬眠を攪乱するリスク是非常に少ないと考えています。また、くくり罠を用いたシカ管理捕獲を行う場合は、県では誤認捕獲防止タイプの罠を使用しています。いただいた御意見の趣旨を踏まえ、今後もツキノワグマの生態を考慮した管理捕獲を行ってまいります。</p> <p>クマの誤認捕獲の発生防止については、令和6年度にクマの誤認捕獲防止機能のついたくくり罠の実証捕獲を行い、令和5年度に周辺地域で設置した通常のくくり罠と遜色ない程度に捕獲できることを確認しました。この実証結果について、市町村や農協等に情報提供とともに、誤認捕獲防止普及啓発用のチラシにも記載するなどの普及啓発に取り組んでいます。また、狩猟者登録の際に狩猟者にチラシ配布など、一層の普及啓発に努めるなど、引き続き、誤認捕獲の発生防止の取組みを進めています。</p>
51	②	<p>丹沢山地の多様な生物相を保全していくことが、水源環境保全につながると考えます。これまでの20年間の整備で、場所により林床植生が劣化した場所も見受けられます。なぜうまくいかなかったのか、失敗例を検証していただきたい。</p> <p>今後は、地形や元の生物相など、地域ごとの現場の状況を踏まえ、生物多様性に配慮した取組をお願いいたします。エリアごとに、モデル的に生物モニタリング調査などの実施もお願いいたします。</p>	C	<p>水源環境保全・再生施策は、自然環境を対象としているため長期にわたる継続的な取組が必要なことから、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、当該施策だけではなく、他の施策や自然条件によって大きく左右されると考えます。そのため順応的管理の考え方に基づき、見直しを行いながら効果的に施策を進めています。</p> <p>植生回復が遅いところや後退した場所など現在の科学的知見で自然環境に及ぼす影響をすべて正確に把握することには限界がありますが、引き続き生物多様性の保全にも配慮した森林管理に努めています。</p> <p>いただいた御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
52	③	第Ⅰ期というワードが初めてでてきて違和感をもちました。この文の前や基本計画などに『第Ⅰ期（2027-2031）、Ⅱ期（2032-2036）、Ⅲ期（2037-2041）、Ⅳ期（2042-2046）』の定義をいれてはどうでしょうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「はじめに」の本文に「5年ごとに実行計画を策定し、見直しを図りながら効果的な施策展開を図る」旨を追記します。
53	①	黄色のボックスは全体にかかるのではないでしょうか。また、一番左端（大柱の左）に置くほうが、おさまりがよさそうに思います。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「環境や社会の変化への対応」の部分を13事業すべてにかかるように修正します。

意見No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
54	②	21ページ、23ページ、25ページの事業主体について、事業主体が市町村となっていますが、県・市町村として県がもっと関わるようにしてはどうでしょうか。これら7・8・9番事業は河川水質にかかわるもので、県がやっている12番事業の河川のモニタリング調査に近い関係にあると思います。水質データ収集の面での連携を充実させることを提案します。	C	事業主体は市町村のため現在の表記とさせていただきますが、いただいた御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
55	②	<p>現大綱で実施している「桂川清流センターの凝集剤によるリン除去事業」は、次期計画では実施しないと理解しました。</p> <p>現在は、神奈川県と山梨県の共同実施ですが、現大綱終了後は山梨県だけで実施するのでしょうか？それとも、このリン除去事業は完全に停止されるのでしょうか。</p> <p>もし、リン除去事業が停止された場合、水質に影響はないのでしょうか？令和6年度の実績をみると、現状おおよそリン濃度を半減しているようですが、停止でどのような影響ができるか気になります。</p>	E	<p>「桂川清流センターの凝集剤によるリン除去事業」は、相模湖の富栄養化防止のため、山梨県との共同事業として平成26年4月から実施してきました。ダム湖のリンの濃度は未だ高い状況にありますが、その原因について、令和3年3月の中央環境審議会の答申ではリンの多くが自然由来であることが指摘されました。</p> <p>こうしたことから、これ以上、事業を継続したとしても、ダム湖の水質改善に対する効果には限界があることから、令和8年度末で事業を終了することとしました。</p>
56	②	「桂川清流センターの凝集剤によるリン除去事業」以外にも現大綱にあって次期計画にないものがあると思います。次期計画で実施しない項目と、その項目についての影響のまとめがあるとよいと思います。計画素案とは別の資料の位置づけになるかもしれません、現大綱の事業を停止した場合の影響について押さえておくことは現大綱の成果を無駄にしないためにも非常に重要と思います。	C	御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、次期実行5か年計画には令和9年度以降に実施する項目のみを記載しています。
57	②	<p>モニタリングというワードが多用されており、意味が混乱します。「モニタリング」というワードを極力使用しないようにできないでしょうか？</p> <p>現在も水環境モニタリング、事業モニタリング、事業モニター、県（県環境課）がやっているモニタリング、市町村がやっているモニタリングなどなど、混乱しており紛らわしいです。次期計画では、「モニタリング」のワードを精査して、注意して使うことを希望します。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。